

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている
小規模事業者へ10万円を給付します！！

松戸市小規模事業者等 事業継続給付金

松戸市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、複数の従業員を雇用している小規模事業者に対して、事業継続支援及び雇用の維持を図るため、従業員の給与や家賃など幅広い用途に活用できるように、1事業者あたり一律10万円の給付金を交付します。

給付対象の主な要件

小規模事業者等のうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの

- ・市内に主たる事務所または事業所を有すること
- ・常時使用する従業員数（雇用保険に加入している従業員数）が2人～5人であり、今後も雇用を維持すること
- ・市内で2年以上継続して事業を営んでおり、今後1年以上事業を営む予定であること
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組み（千葉県の休業要請対象施設については、要請期間中休業）を実施しており、今後も感染拡大の防止に取り組みすること
- ・市税を滞納していないこと 等

給付額・申請方法

給付額	1事業者一律10万円
申請方法	新型コロナウイルス感染防止のため、書類の提出は郵送にてお願いいたします。
申請書	申請書は下記URLよりダウンロードが可能です。 http://www.city.Matsudo.chiba.jp/iigyosya/chushoncov/iigyokeizoku.html
書類郵送先	〒271-8588 松戸市根本387-5
申請受付期間	令和2年5月20日（水）～7月31日（金）
その他	申請に必要な書類等、詳細は申請要領をご確認ください。

お問合せ先 松戸市商工振興課
電話 047-711-6377
FAX 047-366-1550
メール mcjigyokeizoku@city.matsudo.chiba.jp

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組む
中小企業者等へ最大10万円（個人事業主は5万円）を給付します！！

新しい生活様式に取り組む 中小企業等応援金

松戸市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、新しい生活様式に則って、感染拡大防止を図りながら事業継続に取り組む中小企業等を支援するため、最大10万円の応援金を交付します。

給付対象の主な要件

中小企業等・個人事業主のうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの

- ・市内に主たる事務所または事業所を有していること
- ・市内に店舗があること（一般消費者向けの対面販売・サービスを行う有人店舗）
- ・令和2年3月31日以前より市内に店舗を開設し、今後1年以上事業を営む予定であること
- ・新しい生活様式に則りつつ業種ごとのガイドラインを参考に新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでいること（千葉県の実業要請対象施設については、要請期間中休業していること）
- ・市税を滞納していないこと 等

給付額・申請方法

給付額	個人事業主 5万円 法人 10万円
申請方法	新型コロナウイルス感染防止のため、書類の提出は郵送にてお願いいたします。
申請書	申請書は下記URLよりダウンロードが可能です。 http://www.city.Matsudo.chiba.jp/iigyosya/chushoncov/ouen.html
書類郵送先	〒271-8588 松戸市根本387-5
申請受付期間	令和2年6月5日（金）～8月31日（月）
その他	申請に必要な書類等、詳細は申請要領をご確認ください。 新しい生活様式や業種ごとのガイドラインは松戸市HPを参照。

お問合せ先 松戸市商工振興課
電話 047-711-6377
FAX 047-366-1550
メール mcjigyokeizoku@city.matsudo.chiba.jp

松戸市と商工会議所が共同で総合相談窓口を開設します

主催：松戸市

予約制



事業者向け 無料総合相談窓口

窓口の特徴

- ◆県・市の融資制度を活用する場合、窓口から市内民間金融機関に融資申込を直接つなぎます。
- ◆雇用調整助成金の申請書を社会保険労務士と一緒に作成します。
- ◆多岐にわたる支援制度（給付金、税・公共料金・保険料猶予など）を、中小企業診断士・経営指導員から提案し、申請などをお手伝いします。

雇用調整助成金の
申請書の
作成方法がわからない

中小企業診断士
社会保険労務士
経営指導員等が
一緒に解決します

資金繰り支援は
いろいろあるが
どれを使えばよいのか

売上減少等しているが
どのような対策を
講じればよいのか

給付金・支払猶予等
どのように
申請すればよいのか



開催会場



松戸商工会議所

The Matsudo Chamber of Commerce and Industry

〒271-0092 千葉県松戸市松戸1879-1



開催日時

毎週 月曜日～金曜日 ※予約制

10:00～16:00

相談は個別/1回50分程度

□相談員/社会保険労務士、中小企業診断士
市役所職員、商工会議所職員等

ご予約・お問い合わせは

047-364-3111

対象：中小企業・小規模事業者・個人事業主

期間：令和2年5月14日～令和2年7月31日